

山ノ内町おみせ応援支援金に関するQ & A

初版【令和3年9月27日現在】

このQ & Aは、山ノ内町おみせ応援支援金の運用についてまとめたものであり、今後、必要に応じ、順次更新を行っていきます。

Q 1 : 町内に事業所はあるが、本社は町外にある。対象となるか。

⇒町内に事業所・事務所があり、交付対象要件を満たせば対象となります。

ただし、支援金の交付は事業者単位で実施するため、事業者全体で要件を満たす必要があります。(一部の店舗のみが要件を満たしているだけでは、支給の対象となりません。)

Q 2 : 「町内に事業所等を有する法人」とあるが、保養所は対象となるか。

⇒対象となりません。寮・保養所等は除きます。

Q 3 : 登記簿上の住所が町外であるため、法人町民税の申告を行っていないが、対象となるか。

⇒対象となりません。

なお、町内に事業所を有する場合、法人町民税の申告が必要となりますので、町税務課にご相談ください。

Q 4 : フリーランスの個人事業主の場合、対象となるか。

⇒町内に住所を有し、対象となる業種を営んでいる場合には対象となります。

Q 5 : 小売業と農業で収入を得ている。農業は対象から除外されているが、全体の売り上げが40%以上減少していれば対象となるか。

⇒本業が小売業であることが確認できれば、対象となります。

Q 6 : 町内に複数の事業所があるが、複数申請することは可能か。

⇒町内に複数の事業所がある場合についても、申請は1事業者(1法人)あたり1回限りです。なお、別法人の場合は、別々に申請することは可能です。

Q 7 : 観光連盟加盟団体に所属する旅館にレストランを設け、そのレストランの売り上げが40%以上減少している場合、どのような扱いになるか。

⇒当該レストランが、いわゆるテナント営業などで旅館と経営を別に行っている場合は対象となる可能性があります。

旅館経営の一部としている（申告を分けていない）場合は対象になりません。

Q 8 : 同一人物が、旅館業を法人、飲食店を個人事業主としてそれぞれ事業者として営業している場合は、それぞれの施設で申請ができるか？

⇒別々の事業者であるので、それぞれの法人・個人で申請ができます。

Q 9 : 月次支援金、特別応援金では「被扶養者に該当しないこと」が条件とされている。おみせ応援支援金ではどうか。

⇒おみせ応援支援金も、月次支援金や特別応援金と同様に、本業として事業活動をされ、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を、確定申告における主たる収入としている方を対象にしています。

そのため、家族等の収入で生計を維持されている方は対象となりません。

Q10: サラリーマンとして主たる給与があり、空いた時間に副業的にサービス業を営んでいる場合、対象となるか。

⇒Q 9 同様に、本業として事業活動されている方を対象としているので、雇用契約により主たる収入を得ている方（いわゆるサラリーマン、パート等）は対象となりません。

Q11 : 必要な営業許可書の期限が切れていても申請できるか。

⇒期限切れを含め、必要な営業許可を取得していない場合申請できません。

Q12 : 新規開業者は申請できるか。

⇒令和3年（2021年）3月までに開業し、同年4月までに開業届を提出している場合は申請可能です。

Q13：新規開業者で売上比較が困難な場合、どのようにすれば良いか。

⇒平成31年（2019年）4月から令和3年（2021年）3月末の期間に開業した方については、「基準月※1」の月間事業収入等を、開業年（令和3年（2021年）の開業者は開業月から3月まで）の平均月間事業収入等に代えることができます。

※1 基準月とは…

令和3年（2021年）4月から令和4年（2022年）1月までのいずれかの月のうち、平成31年（2019年）4月から令和2年（2020年）1月までの同月比で月間事業収入等が40%以上減少している任意の月を「対象月」、平成31年（2019年）4月から令和2年（2020年）1月までにおける対象月と同じ月を「基準月」とします。

Q14：新型コロナウイルスの影響により既に廃業してしまったが、対象となるか。

⇒対象となりません。

申請日時点で事業活動を行っており、今後も事業を継続することが要件となります。

Q15：廃業ではなく休業している。申請できるか。

⇒原則として、対象月に事業収入があれば申請は可能です。

対象月に事業収入がない場合、遅くとも申請日までに事業活動を再開していることが分かる書類を提出する必要があります。

事業再開の意思のない休業の場合は、申請できません。

Q16：添付書類で用意できない書類があるが、どうすれば良いか。

⇒原則すべての添付書類を準備してから申請してください。

どうしても用意できない書類がある場合は、観光商工課に一度ご連絡ください。

Q17：「支援金交付業務に必要な範囲で、町税の申告資料調査に同意」とは、具体的にどのような調査か。

⇒法人・個人の町民税申告がされているか等を確認します。

Q18：町へはいつまでに申請する必要があるか。

⇒令和4年2月10日（当日消印有効）までに申請してください。

なお、期限日までに書類等が完全に整っている必要があります。内容審査において追加資料の提出が必要になっても、期限内に対応できるよう早めの書類準備にご協力ください。

Q19：申請から支援金が支払われるまで、どのくらいかかるか。

⇒申請受理後に内容を審査し、支援金の交付決定をした日から30日以内にご指定の口座に振り込む予定です。交付が決定した方には交付決定通知書を送付します。
なお、内容審査において書類の不備等がある場合は、不備解消が確認されるまで交付決定できません。

Q20：交付された支援金の使い方に制限はあるか。

⇒使い方に制限はありません。
申請者の状況に応じて、事態収束後に向けた準備等にお使いください。